

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年10月6日)

## 【 件 名 】

- 1 社会福祉法人あすなろ会に関する改善措置命令の改善状況について  
(福祉保健課) …… 1
- 2 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について  
(福祉保健課) …… 2
- 3 地域依存症対策推進委員会の開催について  
(障がい福祉課) …… 3
- 4 「鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則」の一部改正について  
(子ども発達支援課) …… 4
- 5 保育所の入所待機児童の定義について  
(子育て支援総室) …… 5
- 6 「第5回 県民とともに考えるこれからの看護シンポジウム」について  
(医療政策課) …… 6
- 7 グリーンリボン公開講座の開催について  
(医療政策課) …… 7
- 8 病院等における必要医師数実態調査の概要について  
(医療政策課) …… 8

福祉保健部

社会福祉法人あすなる会に関する改善措置命令の改善状況について

平成22年10月6日

福祉保健課

社会福祉法人あすなる会（理事長 相澤英之（あいざわひでゆき））に対する社会福祉法の規定に基づく改善措置命令に関して、改善状況を以下のとおり確認しました。

- 1 監査年月日 平成22年8月25日～8月27日
- 2 監査の体制 福祉保健課長以下4名、入江道憲公認会計士（米子市）が同行 計5名
- 3 改善命令および改善状況

改善命令の内容	改善内容
法人外流出した資金の回復に努めるとともに、回復方法、回復見込額等を明らかにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人外流出した490,706,301円について、元理事長、元専務理事、(株)ハマサキ元総務部長に対する損害賠償請求訴訟を鳥取地裁に提起済み。(平成22年9月1日)</li> <li>・上記のうち、元理事長は、病気により訴訟能力に欠けるため、法人側弁護士によって特別代理人申立がなされている。(平成22年9月1日)</li> <li>・資金流出先である(株)ハマサキ(平成21年12月11日破産手続開始決定)及び元副理事長(平成22年3月18日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出(平成22年1月13日、平成22年4月16日)し、このうち、元副理事長分については、573,714円があすなる会に対し配当済み。(平成22年10月1日)</li> </ul>
法人の経営健全化のため、法人名義の金融機関からの借入金について、不明瞭な部分の解明に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関からの429,815,000円の貸付残額は、債務不存在確認訴訟を提起済み(平成22年2月12日)で、口頭弁論が進行中(第2回:平成22年8月10日、第3回:平成22年10月22日)</li> </ul>
本部会計と施設会計間の不適切な会計処理を是正すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設会計の余剰金を本部会計に集約し、施設会計に返済していく計画について、理事会で承認済み。(平成22年7月8日)</li> </ul>
法人及び施設運営にかかる影響(資金不足、収益、信用力の有無等)を調査し、利用者へのサービス低下及び職員の処遇低下を招くことがないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設職員及び施設利用者の親族から聞き取りをしたところ、該当の事例は認められない。(平成22年4月15日、8月26日)</li> <li>・法人が行った利用者アンケートによって、サービス低下がないことが確認されている(平成22年3月、5月)ほか、今後も法人が主体的に利用者の声を聞くこととしている。(10月予定)</li> </ul>

4 今後の指導予定

- 裁判の推移や破産手続きの進捗状況を、法人から適宜報告させる。
- 会計処理の是正状況は今後の監査において、引き続き重点的に確認を行う。
- 利用者へのサービス及び職員処遇の状況は、随時、法人から報告させるとともに、現地聞き取りなどによって、その状況を確認する。

5 県の対応状況

- 法人が作成して県に提出した財産目録及び貸借対照表の虚偽記載について、社会福祉法第134条第4号の規定に基づく過料処分の通知を行った。(平成22年9月22日)
- 平成22年度に交付を停止した補助金の概要  
名称「鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金」  
金額(22年度予算)6,101千円

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成22年10月6日

福祉保健課

1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

(9月24日までに追加実施を決定した事業)

4,593千円

2 追加実施事業の内訳

(単位;千円)

項目		事業名	H22年度における雇用創出人数	H22年度における執行予定額	事業内容
緊急雇用創出事業	福祉保健課	生活保護業務事務補助	3人	3,570	福祉事務所設置を予定している町からの研修生受入れ及び保護世帯数の増加等に対応するための臨時職員雇用
	西部総合事務所福祉保健局	医薬関係事務支援	1人	1,023	高度管理医療機器販売業の許可更新事務、医療従事者調査事務等の増加事務に対応するための臨時職員雇用
計			4人	4,593	

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

# 地域依存症対策推進委員会の開催について

平成22年10月6日  
障がい福祉課

本県が今年度から実施する厚生労働省の地域依存症推進対策推進モデル事業に関連し、本県におけるアルコール・薬物依存症支援の効果的な施策等の検討を行うため、医療機関、相談機関、当事者等で構成する『地域依存症対策推進委員会』を次のとおり開催します。

## 記

### 1 開催日時

平成22年10月22日（金）午後2時から午後4時まで

### 2 場 所

県庁第15会議室（議会棟 3階）

### 3 出席者（予定）

（委員）

氏 名	職種等
山下陽三	精神科医師
松村健司	精神保健福祉士
森次太	障害者相談支援事業所
芦崎和恵	倉吉市保健師
千坂雅浩	鳥取ダルク施設長
潮 昭弘	鳥取県断酒会理事長

### 4 主な内容

（1）アルコール・薬物依存症の方の支援に関する課題・問題点について

（2）アルコール・薬物依存症の方に対する効果的な支援策について

### 5 参 考

県内の依存症患者の推移（自立支援医療を受けられた方）

（単位：人）

年 度	平成18年度 (H19.3.31現在)	平成19年度 (H20.3.31現在)	平成20年度 (H21.3.31現在)	平成21年度 (H22.3.31現在)
アルコール依存症	209	227	275	310
薬物依存症	27	37	44	51

注) 自立支援医療：心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

注) 自立支援医療（精神通院医療）の対象者

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者又はてんかんを有する者で通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の者

「鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則」の一部改正について

平成22年10月6日  
子ども発達支援課

1 改正理由

当該規則は、県立障がい児施設で徴収する使用料の額等について定めている。  
市町村民税非課税世帯等の使用料を引き下げて負担軽減を図るとともに、新型インフルエンザの予防接種料を改正する等の所要の改正を行う。

2 規則案の概要

(1) 市町村民税非課税世帯の利用料の無償化

児童福祉法施行令改正に伴い、障がい児施設を利用した場合の使用料について、市町村民税非課税世帯の負担上限月額を0円とし、保護者の負担軽減を図る。(第3条)  
(※国の制度改正に伴う改正)

世帯の区分	改正前		改正後	
	通所	入所	通所	入所
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
低所得1 (市町村民税非課税世帯かつ年収80万円以下の世帯)	1,500円	3,500円	0円	0円
低所得2 (市町村民税非課税世帯であり、低所得1以外の世帯)	1,500円	6,000円	0円	0円
一般1 (市町村民税所得割の額が28万円未満の世帯)	4,600円	9,300円	4,600円	9,300円
一般2 (生活保護世帯世帯～一般1以外の世帯)	37,200円	37,200円	37,200円	37,200円

(2) 重症心身障害児(者)通園事業での昼食代の軽減

県立総合療育センターで行う重症心身障害児(者)通園事業の昼食代について、生活保護世帯等の利用者の額を引き下げ、負担の軽減を図る。(別表第3)

区分	重症心身障害児(者)通園事業		(参考) 現行の 肢体不自由児通園
	改正前	改正後	
生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	1食につき 530円	1食につき 140円	1食につき 140円
一般1		300円	300円
一般2		530円	530円

(独) 国立病院機構鳥取医療センターに委託して行っている通園事業についても、委託契約の変更により同様の軽減措置を行う。

(3) 総合療育センター及び鳥取療育園の新型インフルエンザの予防接種料の改正

平成22年10月から、新型インフルエンザの予防接種費用は各市町村が個別に設定することとされたため、関係規定を改正する。(別表第2)

現行	改正後
通常 1回目3,600円、2回目2,550円 (国が全国一律の額を設定)	知事が定める額 (医療機関の所在する市町村が定める額)

(4) 使用料の減免規定の新設

今後、強毒型の新型インフルエンザや他の感染症が突然蔓延した場合など、速やかに市町村の減免制度に対応するため、使用料の減免規定を設ける。(第6条)

3 施行期日

施行期日は平成22年10月1日とする。ただし、2(1)は公布日とし、4月1日以降の使用料について適用する。

## 保育所の入所待機児童の定義について

平成22年10月6日  
子育て支援総室

本県における平成22年4月1日時点の保育所入所待機児童数（厚生労働省待機児童数調査(以下、「厚労省調査」)による。)はゼロであるが、入所を申し込んでも断られたという県民の声が年度早々に寄せられている。

保育所入所待機児童の定義では、保育所の入所申込が提出されていることが前提となるが、市町村によって入所申込の取扱いが異なれば厚労省調査における待機児童の実態が的確に把握できない恐れがある。

このようなことから、次回厚労省調査(平成22年10月1日現在)の際に、市町村の取扱状況を調査し、確認することとしたい。

### 1 厚労省調査における保育所入所待機児童の定義

調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないもの。

- <注意点> ①保護者の求職活動の状況把握に努め、適切に対応する。  
②広域入所の希望者の場合、入所申込者が居住する市町村でカウントする。  
③家庭的保育事業など保育所以外の場で適切に保育されている場合は含めない。  
④一定期間入所待機のままの状態、保護者の入所希望がない場合は含めない。  
⑤現在入所しているが、第1希望の保育所でない等による転園希望者は含めない。  
⑥産休、育休明けなど入所希望日が調査日より後のものは含めない。  
⑦他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し待機している場合は含めない。

\* H14年度以降の変更点；定義自体は変更なし

注意点について、③の変更（含める⇒含めない）、⑦を追加

### 2 市町村における保育所入所申込の取扱いについての調査の実施について

- (1) 調査時期 次回厚労省調査(平成22年10月1日現在)にあわせて実施
- (2) 対象 全市町村
- (3) 方法 書面によるアンケート調査
- (4) 調査後の対応

、調査の結果、待機児童の存在を潜在化するような取扱いがなされている市町村があれば、是正に向けた助言を行う。

## 「第5回 県民とともに考えるこれからの看護シンポジウム」について

平成22年10月6日

医療政策課

平成18年度から鳥取県、鳥取県立中央病院、鳥取県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院が共催して実施しているもので、今年は、より満足していただける看護や療養環境の実現を目指し、男性看護師の活躍を紹介しながら、これからの看護について県民の皆様と共に考えます。

1 日時 平成22年11月3日(水)13時30分から16時30分まで

2 場所 鳥取県看護研修センター(鳥取市江津318-1)

3 対象者 一般県民

### 4 内容

#### (1) 講演「男女共に働く医療の現場」

講師 日本看護協会 常任理事 小川 忍 氏

座長 鳥取県看護協会 会長 露木節子氏

#### (2) シンポジウム「男女参画による看護のこれから」

・男女参画の看護に期待するもの—患者の立場から—

・看護の臨床現場での現状と課題

県立厚生病院 看護師長 石田直美氏

・看護管理者の立場から男性看護師の活動に期待するもの

鳥取大学医学部附属病院 副看護部長 三ツ木育子氏

・男性看護師の活動について

鳥取大学附属病院 看護師長 嘉本賢哉氏

・人事の立場から

医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院 竹中君夫氏

助言者 日本看護協会 常任理事 小川 忍 氏

コーディネーター 鳥取県福祉保健部医療政策課長 中西眞治

### <参考>

#### 県内病院で働く男性看護職員数

H18年12月末 176人

H20年12月末 210人

H22年6月末 245人(4.7%)

## グリーンリボン公開講座の開催について

平成22年10月6日  
医療政策課

本年7月17日の改正臓器移植法の全面施行以降、脳死下臓器提供が全国で相次いでおり、移植医療に関する社会の意識も徐々に高まりつつあるところです。

移植医療について、県民、医療関係者皆様に理解を深めていただくため、昨年引き続き、公開講座（講演会とコンサート）を開催します。

- 1 日時 11月7日（日） 午後1時30分から午後4時
- 2 場所 倉吉交流プラザ（倉吉パークスクエア内）
- 3 対象者 一般県民、医療関係者
- 4 内容

移植医療を考える講演会とコンサート ～つなぐ命の大切さを考える～

### （1）講演

#### ①「命をつなぐ医療とは？」

ながえさちこ  
永栄幸子氏（鳥取県臓器移植コーディネーター）

#### ②「生きるということ、死ぬということ」

こばやしみな  
小林美奈氏（御家族の臓器提供経験者）

#### ③「ともに生きる～いま伝えたい ありがたいの想いを～」

いけだゆか  
池田由佳氏（肺移植を待ちながら亡くなられたかたの御家族）

### （2）コンサート

Live on Life

（池田由佳氏の御主人の友人、やまだともかず山田智和氏が発起人となり「歌を通して生きる事の喜びを伝えて行こう」と仲間と共に全国で活躍中）

- 5 参加費 無料
- 6 主催 （財）鳥取県臓器バンク、鳥取県

（参考）グリーンリボンとは

グリーンリボンは、世界的な移植医療のシンボルです。

グリーンは成長と新しいのちを意味するといわれ、“Gift of life”（いのちの贈りもの）によって結ばれた臓器提供者（ドナー）と移植が必要な患者さん（レシピエント）のいのちのつながりを表現しています。（日本臓器移植ネットワークより）



# 病院等における必要医師数実態調査の概要について

平成22年10月6日

医療政策課

一層の医師確保対策を推進していくため、全国統一的な方法により各医療機関が必要と考えている医師数を調査した必要医師数実態調査結果の鳥取県内の状況について報告します。

## 1 目的

地域別・診療科別必要医師数の実態、求人理由や求人方法の傾向、求人しているにもかかわらず充足しない理由等を把握し、医師確保対策を一層効果的に推進していくための基礎資料を得ることを目的としたもの（厚生労働省が実施した調査としては初めてのもの）。

## 2 調査期日及び調査の対象

平成22年6月1日現在

病院及び分娩取扱い診療所 55施設(回答率 98.2%)

## 3 調査結果

### (1) 必要医師数

#### ① 圏域別

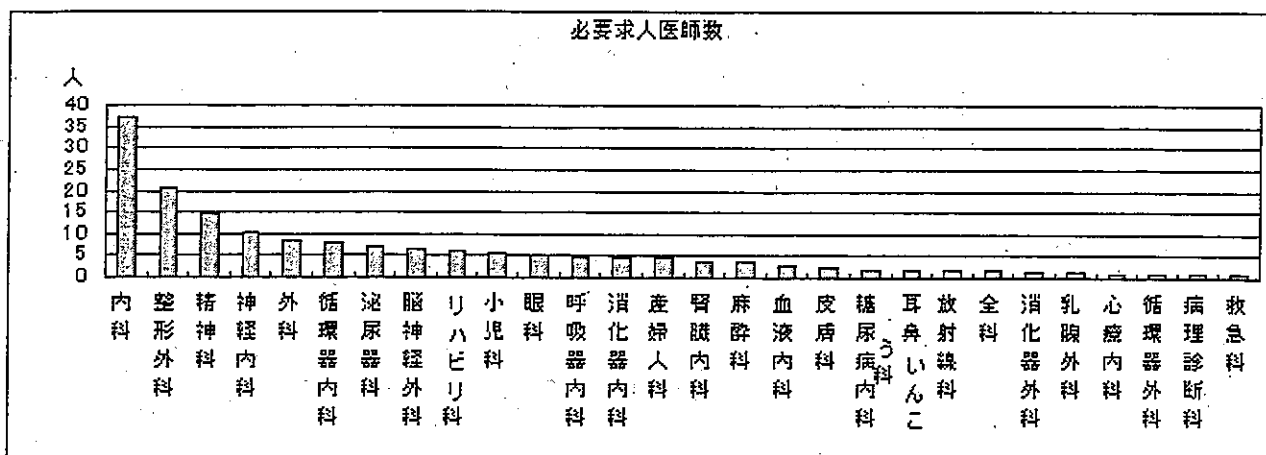
県全体では、必要求人医師数と現員医師数の合計数の現員医師数に対する倍率は、1.16倍、医療圏ごとでは、東部圏域が1.29倍と高かった。

必要求人医師数:島根1.24、岩手1.23…群馬・山梨・三重・鳥取・徳島・沖縄1.16…福岡1.07、東京1.05  
(単位:人、倍)

医療圏域	現員医師数 A	必要求人医師数		(参考)必要医師数	
		B	倍率(A+B)/A	C	倍率(A+C)/A
東 部	288.3	82.3	1.29	94.4	1.33
中 部	146.6	27.0	1.18	31.0	1.21
西 部 (鳥大除く)	602.6 (269.8)	61.4 (56.4)	1.10 (1.21)	74.4 (62.4)	1.12 (1.23)
県 計	1,037.5	170.7	1.16	199.8	1.19
(再掲)分娩取扱い医師	51.4	4.5	1.09	6.5	1.13

#### ② 診療科別

必要求人医師数が多い診療科は、内科37.1人、整形外科20.5人、精神科14.5人であった。



(2) 必要求人医師の求人理由・求人方法等

① 求人理由

多かった理由は、「現員医師の負担軽減(入院又は外来患者数が多い)、26.8%」、「退職医師の補充、19.9%」、「現員医師の負担軽減(日直・当直が多い)、17.0%」であった。

② 求人方法

多かった方法は、「大学(医局等)への依頼、30.5%」、「民間業者への依頼、19.3%」、「インターネットへの掲載、18.4%」であった。

③ 求人しているにもかかわらず医師が充足されない背景

多かったのは、「求人している診療科医師の絶対数が県内(地域内)で少ない、34.8%」、「大学の医師派遣機能が低下している、27.0%」であった。

(3) 医療機関の医師確保対策

① 現在、医療機関で行っている医師確保対策の取組み

多い取組みは、「勤務手当等の処遇改善、20.0%」、「院内保育所の設置、17.6%」、「医師事務補助者の設置、16.5%」であった。

② 現時点では行っていないが、行えば効果が高いと考えられる取組み

多かった取組みは、「短時間正規雇用等弾力的な勤務形態の導入、21.3%」、「医師事務補助者の設置、21.3%」、「交替制勤務の実施、18.7%」であった。